

人材育成について

平成28年11月28日

厚生労働省職業能力開発局

職業訓練等の概要

学卒者

在職者

離職者

公的職業訓練の実施

○公共職業訓練(離職者、在職者、学卒者)

＜実施主体:国(※)、都道府県＞

※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が国の業務を代行

- ・訓練施設内・民間委託による訓練の実施 (27'実績 離職者13万人、在職者11万人、学卒者1.8万人)
- ・障害者に対する職業訓練の実施 (27'実績 0.7万人)

27'実績
957億円
26万人

○求職者支援制度による職業訓練(離職者) (H23年10月～)

＜実施主体:民間教育訓練機関＞

- ・雇用保険を受給できない方等に対する職業訓練
- ・訓練期間中の給付等の支援

27'実績
160億円
4.1万人

労働者のキャリア形成支援

○一般教育訓練給付(H10年12月～)

- ・労働者や離職者が、自ら費用を負担して教育訓練講座を受講した場合に経費の一部を支給

27'実績
44億円
12万人

○専門実践教育訓練給付(H26年10月～)

- ・専門的・実践的な教育訓練として指定した講座(専門実践教育訓練)を受講した場合に経費の一部を支給

27'実績
12億円
0.6万人

事業主等の行う教育訓練の推進

○キャリア形成促進助成金 (H13年度～)

- ・雇用する労働者に対して職業訓練を実施した場合に訓練経費等を助成
- 27'実績 101億円

○キャリアアップ助成金(人材育成コース) (H25年度～)

- ・非正規労働者に対して職業訓練を実施した場合に訓練経費等を助成
- 27'実績 95億円

公共職業訓練（離職者訓練）

- (1) 対象: ハローワークの求職者 雇用保険受給者
- (2) 訓練期間: 概ね3月～1年
- (3) 実施機関
 - 国（ポリテクセンター）
主にものづくり分野の高度な訓練を実施（金属加工科、住宅リフォーム技術科等）
 - 都道府県（施設内訓練）
地域の実情に応じた多様な訓練を実施（具体的には、自動車整備科等）
 - 委託先：民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）
事務系、介護系、情報系等高額な設備を要しない訓練を実施

求職者支援訓練

- (1) 対象: ハローワークの求職者 雇用保険を受給できない方
- (2) 訓練期間: 3～6か月
- (3) 実施機関
 - 民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）
主な訓練コース
 - ・ 介護系（介護福祉サービス科等）
 - ・ 情報系（Webクリエイター養成科等）
 - ・ 医療事務系（医療・調剤事務科等）等

在職者訓練の概要

- 国は都道府県や民間教育訓練機関では実施することが困難な高度なものづくり分野における技能及び知識を習得させるための職業訓練を実施している。
- 都道府県は、地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した訓練を実施している。

高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県

○ 訓練期間 概ね2～5日

- 訓練内容等
 - ・ 主に企業において中核的役割を果たしている者を対象に、職務の多様化・高度化に対応した、サービス・品質の高付加価値化や業務の改善・効率化等に必要な専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練

(新たな技術に対応した訓練例)

「難削材の切削加工技術」

(生産工程の改善・改良に関する訓練例)

「製造現場における問題発見・改善手法」

(技能継承の必要性に対応した訓練例)

「実践被覆アーク溶接(指導者育成編)」

(環境問題に対応した訓練例)

「太陽光発電システムの設計と施工」

- 訓練内容等
 - ・ 主に、機械・機器操作等の基礎的な取扱いを習得させる訓練等地域の人材ニーズを踏まえた訓練
 - ・ 地場産業等で必要とされる人材を育成するための地域の実情に応じた訓練

(主な訓練コース例)

機械加工科、機械製図科

建築科、情報ビジネス科 等

(地域の実情に応じた訓練コース例)

観光ビジネス科、陶磁器製造科、

繊維エンジニア科、自動車整備科 等

平成27年度受講者数	合計	高齢・障害・求職者雇用支援機構	都道府県
在職者訓練	107,604人	56,873人	50,731人

一般教育訓練給付金の概要

一般教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大4年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練(一般教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の20%(上限年間10万円)を支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)を有する者

一般教育訓練の指定講座について

全指定講座数:10,056講座(平成28年4月1日現在)

①輸送・機械運転関係 5,088講座
(大型自動車、建設機械運転等)

②医療・社会福祉・保健衛生関係
2,263講座
(介護職員初任者研修、実務者研修等)

③専門的サービス関係 669講座
(社会保険労務士、税理士、司法書士等)

④情報関係 427講座
(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)

⑤事務関係 495講座
(簿記、英語検定等)

⑥営業・販売・サービス関係 264講座
(宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者等)

⑦技術関係 265講座
(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)

⑧製造関係 41講座
(技能検定等)

⑨その他 544講座
(大学院修士課程等)

一般教育訓練の指定講座数推移

	平成10年度 (制度創設)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
講座数(※)	3,445	7,119	7,916	8,541	9,084	10,056
受給者数(人)	198	122,248	130,218	135,944	121,056	120,058

※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数(平成10年度については12月時点)

専門実践教育訓練給付金の概要

○ 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大4年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の40%(上限年間32万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の50%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成30年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

全指定講座数:2, 243講座(平成28年8月時点)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程
講座数) 1,290講座
例)看護師、介護福祉士 等

②専修学校の職業実践専門課程
講座数) 830講座
例)商業実務、経理・簿記 等

③専門職学位課程
講座数) 82講座
例)ビジネス・MOT 等

④大学等の職業実践力育成プログラム
講座数) 37講座
例) 特別の課程(工学・工業) 等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程
講座数) 4講座
例)シスコ技術者認定CCNP等

平成28年度キャリア形成促進助成金

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額等 注：()内は中小企業以外
①雇用型訓練コース(☆) → 訓練効果の高い雇用型訓練について助成率を上乗せ			
・特定分野認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	・建設業、製造業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野(特定分野)に関する認定実習併用職業訓練(厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練)	経費助成： ・特定分野認定実習併用職業訓練 → 2/3(1/2) ・認定実習併用職業訓練 及び 中高年齢者雇用型訓練 → 1/2(1/3) 賃金助成：800(400)円 OJT実施助成：700(400)円
・認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業	・厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
・中高年齢者雇用型訓練	中小企業以外 中小企業	・訓練直前に2年以上継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者を対象としたOJT付き訓練	
②重点訓練コース(☆) → 労働者にとってキャリア形成の必要性及び生産性向上効果が高い訓練内容について助成			
・若年人材育成訓練	中小企業以外 中小企業	・採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成：1/2(1/3) 【2/3(1/2)※】 賃金助成：800(400)円 ※育休中等に係る訓練の場合
・熟練技能育成・承継訓練		・熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
・成長分野等・グローバル人材育成訓練		・成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練	
・中長期的キャリア形成訓練		・厚生労働大臣が専門実践教育訓練として指定した講座	
・育休中・復職後等人材育成訓練		・育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 (訓練時間10時間以上)	
③一般型訓練コース			
・一般企業型訓練	中小企業	・①、②以外の訓練 ・セルフ・キャリアドックの実施(定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保)を要件とする。	経費助成：1/3 賃金助成：400円
・一般団体型訓練	事業主団体等	・事業主団体等が行う訓練(①若年労働者を対象とする訓練 ②熟練技能者の指導力強化及び技能継承のための訓練 ③育休中等の能力アップのための訓練 ④生産性向上のための訓練)	経費助成：1/2 【2/3※】 ※育休中等に係る訓練の場合
④制度導入コース → キャリア開発の効果の特に高い制度導入に定額助成 ※実施助成分の助成額は制度導入助成に統合			
・教育訓練・職業能力評価制度	中小企業以外 中小企業	・従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成。	50万円(25万円)
・セルフ・キャリアドック制度		・一定の要件を満たしたセルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成。	
・技能検定合格報奨金制度		・技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成	
・教育訓練休暇等制度		・教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成。	
・社内検定制度		・社内検定制度を導入し、実施した場合に助成	
・事業主団体助成	事業主団体等	・構成事業主の従業員に対する教育訓練制度、職業能力評価制度、業界検定、教育訓練プログラムを開発し、構成事業主を支援した場合に助成。	2/3

(☆付きコース対象) 若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業については、助成率を1/2のものを2/3、1/3のものを1/2にそれぞれ引き上げ

キャリアアップ助成金（人材育成コース）について

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期契約労働者等」といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、人材育成などの取組を実施した事業主に対して包括的に助成

コース名・内容		助成額（ ）額は大企業の額				
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 <ul style="list-style-type: none"> 一般職業訓練（OFF-JT） ※育児休業中訓練を含む 有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練） 中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座）（OFF-JT） 	OFF-JT《1人当たり》				
		賃金助成：1h当たり800円（500円）				
		経費助成：訓練時間数に応じた次の額（事業主が負担した経費が上限額を下回る場合は実費を限度）				
			一般・有期実習型・ 育児休業中訓練	中長期的キャリア 形成訓練	有期実習型訓練後に正規 雇用等に転換された場合	
		100h未滿	10万円 (7万円)	15万円 (10万円)	15万円 (10万円)	
100h以上 200h未滿	20万円 (15万円)	30万円 (20万円)	30万円 (20万円)			
200h以上	30万円 (20万円)	50万円 (30万円)	50万円 (30万円)			
		OJT《1人当たり》				
		実施助成：1h当たり800円（700円）				

※ 上記の他、有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換等した場合（正社員化コース）、有期契約労働者等の処遇の改善に取り組んだ場合（処遇改善コース）の助成措置がある。